

## 普通預金に関する非付利特約

### 1. 利息

本特約をお申しいただいた普通預金（総合口座取引における普通預金を含みます。）につきましては、普通預金規定（または総合口座取引規定）および別途お申込をいただいた各サービス規定における利息にかかる規定にかかわらず、利息はつけないものといたします。

### 2. 適用

上記1.の利息にかかる規定以外につきましては、普通預金規定（または総合口座取引規定）および各サービス規定により取扱います。

### 3. 特約の変更

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

（2020年4月1日現在）